

令和 7 年度池田市による障害者就労施設等からの物品等調達方針

令和 7 年 5 月 1 日策定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下、「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法において使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、本市の全ての組織が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の障害者就労施設等（以下、「障害者就労施設等」という。）とする。

（1）障害者支援施設

（2）地域活動支援センター

（3）障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

（4）障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

（5）国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号。以下、「障害者優先調達推進法施行令」という。）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）

（6）障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

（7）在宅就業障害者

（8）在宅就業支援団体

5 調達の対象品目

（1）物品

文具、縫製品、陶器、食品類その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

清掃、軽作業（箱折り、封入、袋詰め等）その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達の推進方法

(1) 市は、この方針に基づき調達実績や調達予定を勘案の上、障害者就労施設等からの調達目標を設定する。

(2) 市は、障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、これらの情報に基づき市の各組織に対して調達を依頼する。

(3) 市の各組織は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2及び池田市財務規則（昭和39年池田市規則第19号）第89条に規定する随意契約を活用し、障害者就労施設等からの調達を推進する。

7 調達目標

調達目標額については、前年度調達した実績額を上回ることを目標として設定する。

8 調達方針及び調達実績の公表

(1) 市は、調達方針を作成し、又は見直したときは、市ホームページで速やかに公表する。

(2) 市は、当該年度の調達実績を翌年度に取りまとめ、市ホームページで公表する。

9 方針の管理及び運営

この方針の管理及び運営は、福祉部障がい福祉課において行う。